

山 武 市

会計年度任用職員募集案内

(2次募集)

令和 8 年 4 月採用



山武市マスコットキャラクター
SUNムシくん

ご応募をお待ちしています！

◆会計年度任用制度の概要

- ◇ 一会計年度（４月から翌３月）内の任期で任用されます。過去の任用回数、住所地や年齢による応募の制限はありません。
- ◇ 年度末には退職しますが、翌年度に同じ職の募集があった場合、再度応募することができます。
- ◇ 任用後１か月間は条件付採用期間（民間企業でいう試用期間）となります。なお、条件付採用期間中の給与は、本採用後と変わりありません。
- ◇ 勤務条件により社会保険（千葉縣市町村職員共済組合・厚生年金など）に加入し、健康診断などの福利厚生を受けることができます。
- ◇ 非常勤公務災害補償または労災保険が適用されます。
- ◇ 身分は一般職の地方公務員（非常勤）となり、常勤職員と同じく地方公務員法に定める服務規律が適用されます。
- ◇ 地方公務員法に定める人事評価の対象となります。
- ◇ 地方公務員法第１６条に定める欠格条項に該当する方は、応募できません。
- ◇ こどもに教育・保育を提供する業務については、こども性暴力防止法（令和８年１２月施行予定）に定めのある児童対象性暴力等の性犯罪履歴がある方は、応募できません。（詳細は５ページに記載）

◆基本給

- ◇ 常勤職員の給料表に準じ、職種ごとに初任給と上限を定めています。
- ◇ 当該職に就くにあたり、山武市または他の地方自治体等で直接的に役立つ経験（一部専門職では民間企業等での経験を含めます。）がある場合、それらの経験を考慮して給与を決定します。（同じ職種であっても異なる部署へ異動した場合は考慮しません。）
- ◇ 人事院勧告により給料表が改定された場合は増減することがあります。
- ◇ 給与が時給の場合は、地域手当（４％）が含まれた額が記載されています。
- ◇ 会計年度任用職員の報酬は、労働に対する対価として、職務の内容に応じて設定しているため新たに資格を取得したことによって報酬額が上がることはありません。

◆期末・勤勉手当

- ◇ 採用年度の任用期間が６か月以上で、かつ、勤務時間が週１５時間３０分以上の場合、期末・勤勉手当が支給されます。
- ◇ 基準日は６月１日と１２月１日で、基準日に在職している方が対象となります。
- ◇ 支給月数は６月期２．３２５月分、１２月期２．３２５月分の最大４．６５月分です。（ただし、支給額は基準日前の在職期間により異なります。また、支給月数は変更となる場合があります。）
- ◇ 令和８年４月に初めて会計年度任用職員に採用された場合の支給月数は、期末・勤勉手当は最大で年３．０２２５月分支給されます。

※期末・勤勉手当支給対象者は、社会保険等の被扶養者として認定される限度額を超えることが想定されますので応募の際はご留意願います。

◆通勤手当（交通費）

- ☆ 自動車通勤の場合、片道の通勤距離により常勤職員の基準と同じく支給します。（パートタイム会計年度任用職員については日割り計算となります。）
- ☆ 週3日以上勤務の方は、駐車場使用料（月500円）を給与天引きでご負担いただきます。

【交通用具使用者（自動車・自転車など）】

自宅から勤務場所までの最短距離に応じて支給されます。

片道の通勤距離	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
2 km 未満	0 円	0 円
2 km 以上 4 km 未満	2,000 円	2,000 円
4 km 以上 6 km 未満	4,240 円	4,240 円
6 km 以上 8 km 未満	5,270 円	5,110 円
8 km 以上 10 km 未満	6,300 円	5,980 円
10 km 以上 12 km 未満	7,340 円	6,840 円
12 km 以上 14 km 未満	8,650 円	8,150 円
14 km 以上 16 km 未満	9,980 円	9,460 円
16 km 以上 18 km 未満	11,310 円	10,770 円
18 km 以上 20 km 未満	12,640 円	12,080 円
20 km 以上	(省略)	

【公共交通機関（バス・電車など）】

定期券等の実費相当額が支給されます。

◆休暇

- ☆ 1 週間あたり（もしくは年換算）の勤務日数や任期に応じて、年次有給休暇と特別休暇（有給と無給があります）が付与されます。

※勤務日数が少ない場合や任期が6月未満の場合には、付与されないものがあります。

【特別休暇の例】

有給・・・忌引、病気休暇（私傷病）、夏季休暇、結婚休暇など

無給・・・子の看護休暇等、病気休暇（公務傷病）、介護休暇など

【年次有給休暇の例】

4 月採用、6 か月を超える任期で週 5 日勤務・・・1 年度で 10 日

4 月採用、6 か月を超える任期で週 4 日勤務・・・1 年度で 7 日

引き続いて翌年度に再度任用された場合は、今年度に付与された分に限り繰越可。

◇ 年次有給休暇は、勤務日数に応じて次の表の日数が付与されます。

4月採用者の付与日数

1週間の勤務日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日数		217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
任用期間	初年度	10日	7日	5日	3日	1日
	2年度	11日	8日	6日	4日	2日
	3年度	12日	9日	6日	4日	2日
	4年度	14日	10日	8日	5日	2日
	5年度	16日	12日	9日	6日	3日
	6年度	18日	13日	10日	6日	3日
	7年度	20日	15日	11日	7日	3日

※1週間の勤務時間が29時間以上の場合は、1週間の勤務日数が4日以下であっても「5日以上」と同じ日数が付与されます。

◆サービス関係

◇ 地方公務員法の規定により在職中、以下の義務を負うこととなります。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)
- ② 信用失墜行為の禁止(同法第33条)
- ③ 秘密を守る義務(同法第34条) (退職後も同様です。)
- ④ 職務に専念する義務(同法第35条)
- ⑤ 政治的行為の制限(同法第36条)
- ⑥ 争議行為等の禁止(同法第37条)
- ⑦ 営利企業への従事等の制限(同法第38条)

※パートタイム会計年度任用職員は、兼業を行うことができます。(届出が必要です。)

ただし、兼業の内容等によっては、上記のサービス規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。

◆災害補償

◇ 勤務中や通勤時に怪我をした場合は、非常勤公務災害補償又は労働者災害補償のいずれかの補償を受けることができます。ただし、通勤中の車両事故の場合は、ご自身が加入している車両保険の補償が優先されます。

◆応募

- ◇ 任用期間・任用条件・募集人数は職種により異なります。

詳細については^{令和8年4月採用(2次募集)}~~5ページ以降~~をご覧ください。

- ◇ 応募方法

【応募から採用までの流れ】

1. 募集担当係等へ募集状況を確認のうえ、令和8年1月23日(金)までに、募集担当係等へ必要書類をご提出ください。

※募集数を超えた場合は早期に募集を終了する場合があります。

※同一の担当課内の併願は可能ですが、それ以外は併願できません。

2. 各募集担当課で選考（面接など）を実施します。
3. 選考結果は各募集担当課より2月下旬頃までに通知されます。
4. 採用が決定した方には、任用条件通知書を3月下旬頃にお送りします。

- ◇ 必要書類

1. 履歴書【山武市会計年度任用職員応募用】※
2. 子育て支援課（こども園・幼稚園）、子ども教育課（小・中学校）で勤務をする職の場合は、誓約書【こども園・幼稚園・小中学校用】※
3. 資格や経験を要する職の場合は、その証明となる書類のコピー

※ホームページからダウンロードするか、募集担当課窓口でご請求ください。

- ◇ 問合せ先

【申込方法・必要書類に関すること】

総務部総務課職員係 電話 0475-80-1117

【業務内容・勤務時間・選考等に関すること】

各職種の募集担当係等

※連絡先は各募集条件のページをご参照ください。



2026年12月から「こども性暴力防止法」がスタートします！

こども園・幼稚園・小学校・中学校で勤務をする職種に応募をされる場合は、2026年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではないことが必要です。選考時には、履歴書と併せて誓約書の提出を求めますのであらかじめご了承ください。

※「特定性犯罪事実該当者」の内容は下記参照条文をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）
（定義）
第二条（略）
7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
二 盗犯等の防止及び処分に係る法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
三 児童福祉法第六十条第一項の罪
四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの